

○平成30年7月豪雨により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療  
広域連合後期高齢者医療保険料の減免に関する取扱要綱

平成30年12月18日  
広域連合告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例(平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」  
という。)及び岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則  
(平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第4号)に定めるもののほ  
か、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱規定(平成  
20年岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第9号)第7条の規定に基づき、平  
成30年7月豪雨において被害を受けたことにより、後期高齢者医療保険料  
(以下「保険料」という。)を支払うことが困難であると認められる者に対し  
て、岡山県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う条例  
18条の規定による保険料の減免の取扱について必要な事項を定めるもの  
とする。

(減免の基準)

第2条 保険料の減免額は、次の各号のいずれかに該当する被保険者につき、そ  
れぞれの基準により算定した額とする。なお、複数の基準に該当する被保険者  
については、その減免額が最も大きくなるものを適用する。

- (1)平成30年7月豪雨による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の  
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者 同一世帯に属する被  
保険者の保険料額の全部
- (2)平成30年7月豪雨による被害を受けたことにより、その者の属する世帯  
の主たる生計維持者の行方が不明である者 同一世帯に属する被保険者の  
保険料額の全部
- (3)平成30年7月豪雨による被害を受けたことにより、その者の属する世帯  
の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以  
下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでの全て  
に該当する者
  - ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填され  
るべき金額を控除した額)が前年の事業収入等の額の10分の3以上で  
あること。
  - イ 前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項

に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）が400万円以下であること。

次の表の対象保険料額に各区分による減免割合を乗じて得た額

前年の合計所得	対象保険料額	減免割合
300万円以下であるとき	被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額	全部
300万円を超え400万円以下であるとき		10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき		10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき		10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき		10分の2

事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

(4)平成30年7月豪雨による被害を受けたことにより、その者の属する主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた者 当該被保険者について算定した保険料額に、次の表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

損害程度	減免割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	全部
床上浸水	全部

長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）の主たる生計維持者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。

(5)その者の属する世帯の主たる生計維持者以外の者であつて、平成30年7月豪雨による被害を受けたことにより、その行方が不明である者 当該被保険者の保険料額の全部

(減免の対象となる保険料)

第3条 減免の対象となる保険料は、次の各号に掲げるものとする。

(1)平成30年度分の保険料であつて、被災した日から平成31年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

(2)平成31年度分の保険料であつて、平成30年7月豪雨による災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村において、平成31年4月1日から平成32年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもののうち、平成31年4月分から平成31年6月分までに相当する月割算定額

2 前項第1号の規定にかかわらず、平成31年3月31日までに資格取得する者で、平成30年度分の保険料の納期限が平成31年4月1日以降に設定されているものは、その納期限までの保険料を減免の対象とする。また、前条第2号及び第5号に該当する場合であつて、平成31年3月31日までの間にその行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料を減免の対象とする。

(保険料の減免申請)

第4条 保険料の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、条例第18条第2項に規定する減免申請書に第2条のいずれかに該当する被災事実を証明する書類を添付して、広域連合長へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、減免申請者が市町村の独自に定める様式で保険料等の減免申請を行った場合は、減免申請書が提出されたものとすることができるものとする。

3 後期高齢者医療の一部負担金等の免除申請があつた場合は、保険料の減免申請があつたものとするすることができるものとする。

4 申請者の被災事実が公簿等により確認できる場合は、同条第1項に規定する被災事実を証明する書類の提出を省略することができるものとする。

5 保険料の減免申請は、次の各号に掲げる期日までに行わなければならない。

(1)平成31年3月31日（前条第2項に規定する納期限が平成31年4月1日以降に設定されているものは、その納期限）

(2)平成31年4月1日から平成31年6月30日までに資格取得する者は、

平成31年9月30日

- 6 同条第1項の規定にかかわらず、保険料の減免を受けた者に特別の事情があると広域連合長が認めた場合は、その保険料を減免した最初の年度の翌年度に限り、同一の申請事由に基づく保険料の減免を職権によりできるものとする。

(減免の取消し)

第5条 保険料の減免を受けた者が、その申請に際し、偽りその他不正の行為により減免を受けたときは、その減免を取り消すものとする。

- 2 保険料の減免を受けた者が、被保険者及びその者の属する世帯の主たる生計維持者の財産の状況その他の事情の変化によりその減免をすることが適当でないと認められる場合は、その減免を取り消すものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。